

令和6年度

米子市会計年度任用短時間勤務職員
採用試験

受験案内

- 隣保館事務職員
- 人権教育推進員

令和7年1月8日揭示
米子市

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和7年2月2日（日） （受付時間）午前8時50分～9時00分	応募者に別途お知らせします。

【受付期間】

令和7年1月8日（水）～1月23日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

- 受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分
- 郵送による申込みは、令和7年1月23日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

【採用職種・採用予定人員・職務内容】

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
隣保館事務職員	3 人程度	米子市の隣保館に勤務し、人権問題に関する啓発活動、各種教室の開催など隣保館運営業務に従事します。
人権教育推進員	1 人	総合政策部人権政策課に勤務し、同和問題を始めとする様々な人権問題に関する教育啓発活動（研修会講師、小地域懇談会の実施等）に従事します。

【受験資格】

区 分	受 検 資 格
共 通	○普通自動車運転免許を有する方（A T 限定可） ○パソコンの基本的な操作（文書作成及び表計算ソフトへの入力等）ができる方

このほか、次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する人は受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【試験方法】

区 分	試 験 の 内 容
作 文 試 験	文章による表現能力についての筆記試験 [解答時間…… 1 時間]
面 接 試 験	人柄、見識などについての面接試験

【合格者の決定】

- 合格者は、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、作文試験及び面接試験はそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

【合格者の発表】

発表時期	発表の方法
2月17日（予定）	合否については、郵送により通知します。

（注）合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合、成績上位者から繰り上げて合格を決定する場合があります。

【合格者の採用及び勤務条件】

採用	令和7年4月1日の予定
報酬	【隣保館事務職員】 報酬は、月額 142,064円（高校卒以下） 報酬は、月額 150,580円（短大卒） 報酬は、月額 160,567円（大学卒）です。 【人権教育推進員】 報酬は、月額 170,322円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当、勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 【隣保館事務職員】 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で6時間が割り振られます。 日曜日若しくは土曜日又は夜間に勤務する場合があります。 【人権教育推進員】 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。 日曜日若しくは土曜日又は夜間に勤務することもあります。
任用期間	任用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。 - 任期満了後、人事評価等に基づく再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験または選考により採用となった採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） - 再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○ 採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

【受験手続】

申 込 先	米子市総合政策部人権政策課（ふれあいの里 2階） 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話 （0859）23-5251（同和対策担当） （0859）23-5415（人権啓発担当） [郵送で申し込む場合] ※ 封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。 ※ 受験票返信用として、返信用封筒を同封してください。 ※ 返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）及び氏名を記入の上、110円切手を貼ってください。
提出書類	受験申込書及び自己紹介カード 各1部 受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載し、提出してください。
受験票の交付	申込者には、申込み時に受験票を交付します。 郵送による申込者には受験票を郵送しますが、1月30日までに到着しないときは、米子市総合政策部人権政策課〔電話(0859)23-5251〕に問い合わせてください。

【その他】

- 車椅子等で来場される場合は、受験申込み時に、その旨を申し出てください。
- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総合政策部人権政策課にお尋ねください。